

# 高齢者のための 福祉ガイド

[令和7年度(2025年度)版]



生きがいづくり・社会参加については

高齢介護課高齢者福祉係 ..... 電話 33-1841

地域包括支援センターや高齢者相談、住民主体型・短期集中型サービスについては

高齢介護課地域包括支援係 ..... 電話 33-1864

介護サービス、国基準型・基準緩和型サービスについては

高齢介護課介護給付係 ..... 電話 33-1827

要介護認定については

高齢介護課介護認定係 ..... 電話 33-1872

介護予防については

健康づくり課介護予防推進係 ..... 電話 47-4721

小田原市ホームページ



小田原市 高齢者のための福祉ガイド



## 高齢者のみなさんの”自分らしい生活”を応援します!

年齢を重ねても自分らしい生活を続けるためには、

「介護予防」が重要です。

体を動かしたり、趣味やボランティアに参加する人ほど、  
転んだり、認知症やうつ病になる危険が少ないと言われています。

市の介護予防事業や、地域の集まり・行事にも参加し、

一人ひとりの元気のカタチを見つけていきましょう。

また、健康診断や歯科健診を受けること、

かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師を持つこともお勧めです。

介護が必要になったときは、

「どうすれば元気でいられるか」「どうすればこれよりも悪くならないか」

「自分でできることは何か」を考えてみましょう。

介護保険制度は、皆さんが

- ①自分の意思に基づき ②能力を最大限活かして
- ③自立した質の高い生活を送ることを目指しています。

このガイドブックには、高齢者やご家族のために役立つ

制度やサービスなどをまとめています。

小田原で元気に暮らし続けるため、活用してください。

ボランティア活動数に応じて商品と交換できる  
アクティブシニア応援ポイント事業に参加しませんか

小田原市では、高齢者の介護予防に資する活動を支援するため市が指定する施設やイベント等でボランティア活動を行った場合、市がポイントを付与するアクティブシニア応援ポイント事業を行っています。付与されたポイント数に応じて翌年度に特産品や生活用品、防災グッズ等と交換できる事業です。

・自分の趣味や得意な事を役立てた活動をしたい。

・定年退職したが、社会参加したい

・ボランティア活動を通じて人と接する機会を設けたい

介護予防の一環としてみなさまのご登録お待ちしております。  
詳しくは 1ページをご覧ください。

参加されたみなさまからの感想です！

- ボランティアに参加することで生活リズムができ、規則正しく生活している。
- 人と接する機会をあえて設ける事で、近所の人と臆せず、交流できるようになった。
- 自分でボランティアに参加する計画を行うことで考える機会が増え、老化防止につながった。



アクティブシニア  
応援ポイント事業  
マスコットキャラクター  
「はっするきゃっする」

# 目次

<b>1 生きがいづくり・社会参加促進</b> .....	<b>1</b>
アクティブシニア応援ポイント事業 .....	1
老人クラブ(小田原創友クラブ) .....	1
小田原市シルバー人材センター .....	1
生きがいふれあいフェスティバル .....	2
敬老行事・長寿祝 .....	2
福寿カード .....	2
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 .....	3
<b>2 高齢者施設</b> .....	<b>4</b>
生きがいふれあいセンターいそしぎ .....	4
前羽福祉館 .....	4
下中老人憩の家 .....	4
<b>3 高齢者生活支援</b> .....	<b>5</b>
独居老人等緊急通報システム .....	5
救急要請カード .....	5
避難行動要支援者所在名簿 .....	5
民生委員・児童委員 .....	5
小田原市あんしんセンター .....	6
おだわら成年後見支援センターTOMONI(ともに) .....	7
成年後見制度の助成について .....	7
住まいに関する情報 .....	8
特殊詐欺対策電話機器の購入費の補助 .....	10
福祉タクシー利用助成 .....	10
福祉有償運送 .....	11
バス運賃割引サービス .....	13
生活支援サービス .....	14
紙・布類の戸別収集サービス .....	14
<b>4 家族介護者支援</b> .....	<b>15</b>
紙おむつの支給 .....	15
介護マーク .....	15
家族介護教室 .....	15
認知症カフェ .....	16
認知症を知る講座(認知症サポーター養成講座) .....	16
認知症等高齢者 SOS ネットワーク .....	16
おだわら・はこね家族会 .....	17
<b>5 地域包括支援センター</b> .....	<b>18</b>
小田原市の地域包括支援センターと担当する地区 .....	18
地域包括支援センターが行う主な業務 .....	19
地域包括支援センターの運営体制 .....	20

<b>6 介護保険制度</b> .....	<b>21</b>
要介護・要支援認定.....	21
介護(介護予防)サービスの利用.....	22
介護予防・日常生活支援サービス事業の利用 .....	23
<b>7 介護予防</b> .....	<b>24</b>
65歳からの筋トレ教室.....	24
高齢者体操教室 .....	24
いきいき健康事業 .....	24
脳トレ！脳と体の生き生き教室.....	25
食で生き生き！栄養教室.....	25
男性限定！栄養教室 .....	25
介護予防のための自主グループ .....	25
お口のスキルアップ教室 .....	26
高齢者のためのフレイル予防教室 .....	26
<b>8 高齢者の健康</b> .....	<b>27</b>
長寿健診 .....	27
特定健診 .....	27
各がん検診 .....	27
成人歯科検診.....	27
特定保健指導.....	28
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種.....	28
高齢者インフルエンザ予防接種 .....	28
高齢者新型コロナウイルス感染症の予防接種.....	29
小田原医師会地域医療連携室 .....	29
小田原歯科医師会地域支援歯科連携室 .....	29
<b>9 その他の高齢者福祉制度・サービス</b> .....	<b>30</b>
後期高齢者医療制度 .....	30
水道料金の減免(県営水道給水区域のみ) .....	30
介護サービス利用料の医療費控除 .....	31
おむつ代の医療費控除 .....	33
障害者控除対象者の認定.....	33
郵便等による不在者投票 .....	34
小田原市消費生活センター .....	34
高齢者運転免許自主返納サポート.....	35
介護休暇 .....	35
介護休業 .....	35
個人情報開示請求制度.....	36

# 1 生きがいづくり・社会参加促進

## アクティブシニア応援ポイント事業

関係課:高齢介護課高齢者福祉係 33-1841

市指定の福祉施設やイベントでボランティア活動をすると、その活動に対してスタンプを押印します。翌年度スタンプ数に応じて商品に交換することができます。

対 象	市内在住の60歳以上のかた
受入施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者福祉施設、保育園のほか市が指定する施設やイベント
活動内容	利用者の話し相手、歌や音楽の指導や披露、囲碁・将棋の相手、植栽の世話、草むしり、レクリエーションの補助、行事の手伝いなど(施設によって異なります)。
申込み	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会(電話:35-4000)に、郵送、または直接窓口で登録してください。(新規のかたは、本人確認書類が必要です) 久野115-2 おだわら総合医療福祉会館内
備考	介護保険料に滞納がある場合は、商品交換できません。

## 老人クラブ(小田原創友クラブ)

関係課:高齢介護課高齢者福祉係 33-1841

地域の高齢者がその生活を豊かなものにするために、ボランティア活動や健康づくり、レクリエーションなど様々な活動を行っています。

対 象	市内在住のおおむね60歳以上のかた
申込み	お近くの老人クラブ会長に直接お申し出ください。会長名などご不明の場合は、老人クラブ連合会事務局(電話:32-5800)へお問い合わせください。

※平成25年3月に小田原市老人クラブ連合会の愛称が、「第2の人生に際し、新たな友を創る」という思いから、「小田原創友クラブ」に決定しました。

## 小田原市シルバー人材センター

関係課:高齢介護課高齢者福祉係 33-1841

公益社団法人小田原市シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある会員にふさわしい仕事を、企業、家庭、公共団体などから引き受け、会員が従事した仕事に応じて報酬を支払います。

対 象	市内在住の満60歳以上で働く意欲のある健康なかた
仕事の内容	植木の手入れ、除草、草刈り、大工、ふすま張り、カート整理、清掃、施設管理、一般事務、筆耕、家事等
問い合わせ	公益社団法人小田原市シルバー人材センター(電話:49-2333) 酒匂2-32-15 生きがいふれあいセンターいそしぎ内
備考	英会話教室、体操教室、パソコン教室なども開催しています。 開催時期、内容はお問い合わせください。

## 生きがいふれあいフェスティバル

福祉政策課福祉政策係 33-1863

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的としたイベントです。作品展や体験コーナーで、新たな楽しみを見つけてみませんか。

日 時	令和7年10月（予定）
場 所	生きがいふれあいセンターいそしぎ（酒匂2-32-15）
内 容	シルバー作品展、ステージ発表会、鍼灸マッサージコーナーなど

## 敬老行事・長寿祝

高齢者福祉係 33-1841

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、老人週間（9月15日から1週間）を中心に市内各地で敬老行事が開催されます。また、次のかたには、市から祝品等をお贈りしています。

対 象	100歳のかた
	88歳のかた
	市内最高齢のかた
	結婚60年・70年を迎えた夫妻

## 福寿カード

高齢者福祉係 33-1841

健康で生きがいのある生活を送っていただくことを目的に、市内在住の60歳以上のかたに無料でお配りしています。このカードを提示すると、高齢者協定保養所事業の協定旅館が協定料金で利用できるほか、下表の施設の入場が無料になります。

対 象	市内在住の60歳以上のかた	
手 続 き	住所・氏名・生年月日が判る本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など公的なもの）を持参のうえ、高齢介護課、各タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口で申請してください。代理のかたが申請できる場合があります。詳しくは、高齢者福祉係へお問い合わせください。	
福寿カードの提示により無料、または割引になる施設	小田原城 天守閣・常盤木門展示室・歴史見聞館	無料 (付き添いのかたも1名無料)
	小田原市尊徳記念館展示室	
	小田原文学館・白秋童謡館	
	小田原フラワーガーデン・トロピカルドーム	
	松永記念館 本館・別館展示室（有料の場合）	本人のみ無料
	御幸の浜プール	
	いこいの森バードゴルフ場	
市が契約する旅館（静岡県内1か所）	対象者が4人以上で利用するとき、協定料金が適用	

\*カードに有効期限はありませんが、優待施設やサービス内容は、変わることがあります。

市が協定を結んでいる施術所で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けるとき、1回につき1,000円を、年3回まで助成します。

対 象	市内在住の昭和26年（1951年）4月1日以前にお生まれのかた
手 続 き	高齢介護課、各タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口で申請してください（代理人からの申請可）。郵送申請も可能です。助成券はご自宅に郵送します。なお、高齢介護課窓口にご本人が、住所・氏名・生年月日が判る本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など公的なもの）を持参いただいた場合は、その場で発行可能です。

## 2 高齢者施設

### 生きがいふれあいセンターいそしぎ

福祉政策課福祉政策係 33-1863

高齢者が生きがいと健康を保ち、生涯学習や仲間づくり、技能訓練などを行うための施設です。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	年末年始（12月29日から1月3日まで）
場所・電話	酒匂2-32-15 電話：49-2330
施設の内容	工芸室、炉室、技能訓練室、体育室、トレーニング室、講習室、会議室など
利用料金	各室によって異なります。なお、高齢者団体には減額規定があります。

### 前羽福祉館

福祉政策課福祉政策係 33-1863

老人クラブ室、集会室、調理実習室などがあり、各種福祉団体の活動などに無料で利用できます。

利用時間	午前9時から午後10時まで
休館日	毎週月曜日・国民の祝日（敬老の日は開館）・年末年始（12月29日から1月3日まで）
場所・電話	前川391 電話：43-1562 (管理人が常駐していないため、お問い合わせは福祉政策課へ)

### 下中老人憩の家

福祉政策課福祉政策係 33-1863

高齢者や福祉団体の活動のほか、集会、レクリエーション活動などに無料で利用できます。

利用時間	午前9時から午後10時まで
休館日	国民の祝日（敬老の日は開館）・年末年始（12月29日から1月3日まで）
場所・電話	小船672 電話：43-1950 (管理人が常駐していないため、お問い合わせは福祉政策課へ)

### 3 高齢者生活支援

#### 独居老人等緊急通報システム

高齢者福祉係 33-1841

ご自宅で、体調不良を感じたときや、突発的な事故などのために助けを求めたいときに、簡単な操作で緊急事態を通報できます。

対 象	市内在住で、次のすべてに該当するかた (1) 満65歳以上のひとり暮らしのかた、または満65歳以上のかたのみで構成されている世帯 (2) 介護保険の要介護認定で要介護3～5と認定を受けたかた
申 込 み	高齢介護課に申請してください。取付工事が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。(電話：33-1841)
利 用 料 金	無料。機器に異常がないか確認するための通信料が月100円程度かかります。

※上記対象者以外でご利用を希望されるかたは、電話帳やインターネット等で「ホームセキュリティ」や「緊急通報システム」などでお調べいただくと、事業所の情報が得られます。ご契約(有料)は各自で事業所と行ってください。

#### 救急要請カード

高齢者福祉係 33-1841

予め持病やかかりつけ医などの緊急時に役立つ情報を記載しておく、「救急要請カード」を配付しています。いざという時の救急搬送に備えて自宅に置くほか、外出、地震や台風などで避難する際には保険証と一緒に携帯することをおすすめしています。

対 象	在宅で生活しているおおむね75歳以上の高齢者
記 載 内 容	氏名・生年月日・住所・電話・かかりつけ医・既往歴・服薬・アレルギー・緊急連絡先・担当民生委員地区名等

#### 避難行動要支援者所在名簿

福祉政策課福祉政策係 33-1863

地震や洪水などの災害が起こったときや発生が予測されるときに自力で避難することが難しいかた々の所在をあらかじめ把握しておき、いざというときに、安否確認や避難誘導に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。「避難行動要支援者名簿」は、民生委員の担当区域ごとに、登録を希望する本人の同意のもとに作成し、その情報は、民生委員・児童委員、自主防災組織の長(自治会長)、消防本部等に対して提供されます。

名簿への登録を希望されるかたは、福祉政策課または地区の民生委員・児童委員にお問い合わせください。

#### 民生委員・児童委員

福祉政策課福祉政策係 33-1863

民生委員・児童委員は、地域の福祉問題の最も身近な相談相手として、厚生労働大臣の委嘱を受けて各地域に配置されております。プライバシーは尊重され、秘密は守られますので、日常生活の中でお困りのことがあれば、気軽に相談してください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を知りたい場合は、福祉政策課までお問い合わせください。

一人で物事をうまく決められないかたなどに、ご本人自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることができるように、意思決定を支援する事業です。

対 象	加齢や知的・精神障がいなどで、日常の物事の判断が難しいかたで、市内にお住まいのかた														
内 容	次の(1)～(3)について、ご本人と契約をしたうえでお手伝い(援助)をします。 (1) 福祉サービスに関する相談、各種利用手続き・支払いなどのお手伝い (2) 金融機関での入出金・支払い手続き、生活費のお届けなどのお手伝い (3) 無くすと困る書類などを銀行の貸金庫でお預かり(保管)するサービス														
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (1) 福祉サービス利用援助のみの契約及び(1) 福祉サービス利用援助と(2) 日常的金銭管理サービスを併せて契約した場合</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【援助1回分の料金】</th> <th style="text-align: center;">非課税及び生活保護利用のかた</th> <th style="text-align: center;">無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">ご本人の市民税・県民税の年税額により右表の額となります。</td> <td style="text-align: center;">30,000円以下のかた</td> <td style="text-align: center;">1,500円/回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,001円以上 140,000円以下のかた</td> <td style="text-align: center;">1,800円/回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">140,001円以上のかた</td> <td style="text-align: center;">2,500円/回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">140,001円以上のかた</td> <td style="text-align: center;">2,500円/回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (1) 福祉サービス利用援助と(3) 書類等お預かりサービスを併せて契約した場合                      上記【援助1回分の料金】+【月額】500円(市民税・県民税の年税額による減免は、ありません。)</li> <li>● 上記の他に、臨時支援対応で1回につき500円かかることがあります。</li> </ul>			【援助1回分の料金】	非課税及び生活保護利用のかた	無料	ご本人の市民税・県民税の年税額により右表の額となります。	30,000円以下のかた	1,500円/回	30,001円以上 140,000円以下のかた	1,800円/回	140,001円以上のかた	2,500円/回	140,001円以上のかた	2,500円/回
【援助1回分の料金】	非課税及び生活保護利用のかた	無料													
ご本人の市民税・県民税の年税額により右表の額となります。	30,000円以下のかた	1,500円/回													
	30,001円以上 140,000円以下のかた	1,800円/回													
	140,001円以上のかた	2,500円/回													
	140,001円以上のかた	2,500円/回													
申 込 み	小田原市あんしんセンター(小田原市社会福祉協議会内) 電話: 35-4000														

認知症や障がいなどの理由で、自分で物事を判断することが難しいかたを支援するのが、成年後見制度です。本人の代わりに成年後見人が、サービスの利用契約や財産管理を行います。

おだわら成年後見センターでは、成年後見制度についての相談や説明、後見業務の困りごとに対応する相談を受けており、必要に応じて弁護士が助言もします。

※成年後見制度の助成については、下記参照。

## 成年後見制度の助成について

地域包括支援係 33-1864

成年後見制度の利用に当たって、その費用負担が困難な方に対して、助成を行います。

詳細についてはホームページをご覧ください。高齡介護課にお問い合わせください。

ホームページ→



### 【助成対象となる費用】

小田原市に住民登録がある成年被後見人等（他市区町村が法令等による援護の実施者である場合を除く。※1以下同じ。）が負担する次の費用

- (1) 審判請求費用（申立手数料、登記手数料などの実費相当額）
- (2) 成年後見人等への報酬（家庭裁判所が決定した報酬相当額。上限額の制限あり※2）

※1 本市が援護を実施する住所地特例対象者は助成対象となり得る

※2 施設等の場合は月額18,000円、その他（在宅）の場合は月額28,000円

### 【収入・資産の要件】

次の要件に該当する方に限って、助成対象となります。

- (1) 生活保護を利用している方
- (2) 中国残留邦人等支援法による支援給付又は配偶者支援金を受給している方
- (3) ア・イのいずれかに該当する方で、預貯金等の額が100万円以下※2の方

ア 住民税非課税世帯（課税世帯の扶養となっている方を除く。）であること。

イ 助成を受けようとする日が属する年の前年（1月から6月までの間にあっては前々年度）

収入が150万円以下※3であること。

- (4) (1)～(3)のほか、審判請求費用及び報酬費用を負担することが困難と認める方

※2 成年被後見人等が世帯の主たる生計維持者の場合、世帯構成員1人ごとに50万円を加算

※3 成年被後見人等が世帯の主たる生計維持者の場合、世帯構成員1人ごとに50万円を加算

## 住まいに関する情報

住宅に関する税制度・支援制度や公的賃貸住宅等に関する情報の提供、住まいに関する不安や心配ごとに対する相談を行っています。

	内 容	問 い 合 わ せ
住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額について	65歳以上のかたや、介護保険において要介護認定、要支援認定を受けているかた等が居住している、新築日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の100㎡分までの固定資産税が3分の1減額されます。 ※工事完了後3か月以内の申告が必要です。	資産税課家屋評価係 33-1371
市営住宅に関する情報	市営住宅の入居者募集は定期募集を年2回（6月と12月）、随時募集を年2回（9月と3月）行います。	建築課市営住宅管理係 33-1553
分譲マンション管理相談	分譲マンションの管理組合の運営全般、規約の見直し、大規模修繕、長期修繕計画の見直しやその他日常生活のトラブルに関する相談などをマンション管理士が無料でお受けします。	都市政策課都市調整係 33-1307
我が家のセミナー	我が家（持ち家）の今後について、疑問やお悩みにお答えします。日時や場所は、希望を伺い、お近くの地域包括支援センターなどで行います。	都市政策課都市調整係 33-1307
空き家相談窓口（ワンストップ窓口）	利活用、リフォーム、建替え、土地の境界、相続などの空き家に関する様々なお悩みに対応します。市が協定を結んだ専門家（※）からアドバイスを受けながら、ワンストップで解決を図っていきます。 ※神奈川県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、神奈川県建築士会、神奈川県建築士事務所協会、神奈川県司法書士会、神奈川県行政書士会、神奈川県土地家屋調査士会	都市政策課都市調整係 33-1307
住まい探し・賃貸借契約に関する支援	賃貸契約に不安を感じているかたの相談に応じ、神奈川県居住支援協議会が登録しているあんしん賃貸支援事業協力店の賃貸住宅の情報を提供しています。また、高齢のかたが安心して入居できるように、新聞配達等による見守りサービスや、万が一の室内事故発生の際に、葬儀や残置家財の片付けの保証制度を実施しています。	公益社団法人かながわ 住まいまちづくり協会 045-664-6896 （横浜市中区太田町 2-22 神奈川県 建設会館4階）

	内 容	問 い 合 わ せ
木造住宅の耐震化（耐震診断、設計・工事監理、改修、除却費）の補助制度について	<p><b>【補助内容】</b></p> <p>① 耐震診断：高齢者のみ世帯で、世帯全員の市民税が非課税世帯の場合⇒費用の10/10（上限9万円）、上記以外の世帯 費用の2/3補助（上限6万円）</p> <p>② 耐震設計・工事監理：費用の2/3補助（上限15万円）</p> <p>③耐震改修：費用の1/2補助（上限85万円）</p> <p>※②、③については、耐震改修工事を2回に分けて実施する「段階的な改修」についても利用できます。（初回補助 上限合計75万円）</p> <p>④除却：費用の1/2補助（上限45万円）</p> <p><b>【補助対象】</b></p> <p>市内の昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅、長屋又は共同住宅（長屋又は共同住宅については診断のみ）。その他補助要件の詳細については、担当課にてご確認ください。</p> <p>※令和7年度に補助制度の改正を予定しています。詳しくは実施前に、必ずご連絡（相談）ください。</p>	建築指導課指導係 33-1433
木造住宅耐震化推奨訪問事業	耐震診断に精通した耐震化促進アドバイザーが、ご自宅を訪問し、無料で簡易耐震診断を行います。また、耐震改修工事のかた法等、一般的な耐震相談もお受けします。対象は上記耐震化の補助対象と同じ。	建築指導課指導係 33-1433

※対象者や要件等の詳細、お申し込みについては市のホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

特殊詐欺被害を未然に防止するため、市内在住の70歳以上のかたを対象に、迷惑電話防止機能が付いた電話機器の購入費の一部を補助します。

対 象	市内在住の70歳以上のかた
補 助 金 額	購入費の3分の2（上限6,000円）
申 請 方 法	地域安全課（市役所5階）に直接または郵送 ※先着順に受付し、予算額に達し次第、受付を終了します。 ※1世帯につき1台限り ※携帯電話・スマートフォンは対象外
備 考	補助対象者や対象となる電話機などには条件があります。 申請期間や補助条件等、詳しくは、市ホームページ（「小田原市特殊詐欺対策電話機器補助金」で検索）をご覧ください。地域安全課までお問い合わせください。

福祉タクシー利用助成

要介護3～5と認定された在宅の高齢者等が、通院などにタクシーを利用した場合、初乗り運賃等を助成します。

対 象	市内在住で、介護保険の要介護認定で要介護3～5と認定を受けたかた。ただし、在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券交付対象者、自動車税種別割（県税）または軽自動車税種別割（市税）の障がい者減免を受けているかた、施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所しているかた、病院に長期入院のかたは、対象外となります。	
助 成 内 容	距離制運賃の場合	初乗り運賃相当額
	時間制運賃の場合	初乗り運賃相当額 時間制運賃のみで営業しているタクシーの場合一律600円
手 続 き	介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢介護課に申請してください。なお、本人が窓口に来られない場合には、代理としてケアマネジャー、または親族のかたでも申請できます。（窓口に来られたかたの本人確認書類をご提示ください）	
利 用 方 法	タクシーを利用する際に、運転手に利用券を提示してください。助成金額を超過した場合は、差額をお支払いください。なお、タクシー利用の際は、介助するかたを伴って利用してください。	
発 行 枚 数	4月末までの申請は48枚交付。 5月以降は翌年3月末までの月数×4枚の交付となります。	

福祉有償運送は、他人の介助がなくては移動することが難しく、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが難しい要介護者、要支援者、身体障害者等の運送を行うサービスです。

対 象	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
手 続 き	直接、福祉有償運送団体と手続きをしてください。
利 用 方 法	事前に利用者登録が必要です。ご利用の際は各団体にご連絡ください。

【市内の福祉有償運送団体一覧】

法 人 名	社会福祉法人 風祭の森		
場 所	風祭563		
電 話	24-6571	F A X	24-6559
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町、箱根町、真鶴町		
料 金 等	1kmあたり100円 【介助料】実費（自立支援法上の自己負担の料金）		
保 有 車 両	福祉車両3台、一般車両1台		

法 人 名	特定非営利活動法人 車窓の会		
場 所	下堀30-13		
電 話	080-1135-3006	F A X	42-3474
運送の区域	小田原市		
料 金 等	1kmあたり120円 【迎車回送料】1回300円 【介助料】1回200円		
保 有 車 両	福祉車両1台、一般車両13台		

法 人 名	特定非営利活動法人 歩歩		
場 所	柳新田50-3 やぎゅうビル2F		
電 話	38-3366	F A X	37-5644
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町、箱根町、大井町、開成町、松田町		
料 金 等	1kmあたり180円 【迎車回送料】事務所から5km以内200円、5kmを超え10km以内300円、10kmを超える分1kmにつき50円加算 【ストレッチャー使用料】1,000円		
保 有 車 両	福祉車両6台、一般車両11台		

法人名	特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう		
場所	久野700-2		
電話	43-9181	F A X	43-9182
運送の区域	小田原市、南足柄市、大井町、開成町、山北町・箱根町の一部		
料金等	2km未満まで300円、以降1kmごとに150円加算 ※その他、自費ヘルパーにて対応があります。直接ご相談ください。		
保有車両	福祉車両4台		
その他	対応時間：(月～金) 午前10時～14時30分(要相談にてお受けします) 発熱症状のあるかた(感染症が疑われる場合を含む)の通院は行っていません。		

法人名	一般社団法人寄り添い隊		
場所	栢山3257-5		
電話	87-5161	F A X	37-7851
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町		
料金等	1kmあたり200円 【迎車回送料】事務所から20km以内200円とし20kmを超える分1kmにつき100円を加算 【介助・添乗料】①運転者1名体制、30分以内1,000円、以降15分ごとに500円を加算 ②運転者+1名の2名体制30分以内2,000円、以降15分ごとに1,000円を加算※事務所から片道20kmを超える場合は1/2を加算【福祉車両利用料】1回1,200円		
保有車両	福祉車両1台、一般車両1台		

法人名	社会福祉法人小田原福祉会潤生園(潤生園お出かけサポート)		
場所	穴部377		
電話	31-1144	F A X	35-8769
運送の区域	小田原市、南足柄市		
料金等	1kmあたり170円【迎車料金】1回300円【待機料金】最初の60分までは800円、60分以降は30分ごとに400円【介助料】最初の60分は1,000円、60分以降は30分ごとに500円		
保有車両	福祉車両7台、一般車両6台		

法人名	特定非営利活動法人 みちびきケア		
場所	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101		
電話	0463-67-7376	F A X	050-3448-8559
運送の区域	秦野市、平塚市、厚木市、伊勢原市、小田原市、南足柄市		
料金等	初乗り6kmまで350円 1kmごとに100円加算 【介助料】1回2,090円【車いす使用料】1回300円		
保有車両	福祉車両4台		

## バス運賃割引サービス

※詳細は、各事業者にお問い合わせください。

### 富士急モビリティ株式会社

事業名	シルバー定期券
対象	70歳以上のかた・60歳以上の運転免許返納者
内容	シルバー定期券を11,000円(3か月間有効) 16,500円(6か月間有効) 27,500円(1年間有効)で発売しています。 シルバー定期券を提示すると、富士急モビリティのほか、高速バス等を除く富士急の路線バスが利用できます。なお、販売は富士急モビリティ駅前案内所(新松田駅北口)の窓口です。
問い合わせ	富士急モビリティ株式会社 電話：82-1361

### 神奈川中央交通株式会社

事業名	かなちゃん手形
対象	69歳以上のかた(69歳未満のかたには条件により経過措置がありますので、ホームページをご覧ください)。
内容	かなちゃん手形を3,500円(3か月間有効) 5,900円(6か月間有効) 10,800円(1年間有効)で発売しています。かなちゃん手形を提示すると、神奈川中央交通の路線バスが、1乗車100円で利用できます。なお、販売は神奈川中央交通バス駅前サービスセンター(二宮駅北口等)、各営業所の窓口です。 ※現行のかなちゃん手形の発売については、令和7年6月21日～8月31日の発売期間をもって終了します。 ※令和7年3月10日より交通系ICカードを用いたフリーパスタイプ(定期券方式)の「かなちゃんパス」を新たに発売しています。(販売価格に変更があります。)
問い合わせ	神奈川中央交通株式会社 電話：0463-22-8833

## 生活支援サービス

関係課:高齢介護課高齢者福祉係 33-1841

高齢者等、日常の生活においてお困りのかたを対象に、ごみ出しや電球交換など、短い作業時間で解決できる生活支援サービスを実施しています。

対 象	市内在住のかた
利 用 料 金	30分以内500円、1時間以内1,000円
作 業 日	原則平日
受 付 時 間	平日午前9時から午前11時30分まで（祝日を除く）
申 込 み	公益社団法人小田原市シルバー人材センター 電話：49-2333

## 紙・布類の戸別収集サービス

関係課:環境政策課資源循環係 33-1471

自治会総連合と古紙リサイクル事業組合では、紙・布類のごみの運び出しが困難な世帯を対象に戸別収集サービスを行っています。

対 象	65歳以上のかただけでお住まいの世帯、障がいのあるかただけでお住まいの世帯、65歳以上のかたと障がいのあるかただけでお住まいの世帯のうち、運び出しが困難な自治会加入世帯。その他、自治会と古紙リサイクル事業組合が、運び出しが困難であると認めた世帯。
収集かた法	収集日に家の前に置いた紙・布類を回収します。 集合住宅の場合、防犯・防災上の観点から、入口より中に入ることができませんので、個別に古紙リサイクル事業組合に確認してください。
利 用 料 金	無料
申 込 み	希望者は、各自治会の組長または自治会長に連絡して登録してください。 登録後、古紙リサイクル事業組合が詳しいサービス内容を説明します。
問い合わせ	古紙リサイクル事業組合（(株)二見内） 電話：23-3125

## 4 家族介護者支援

### 紙おむつの支給

地域包括支援係 33-1864

要介護3以上のかたをご家庭で介護されているご家族の経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ等の支給を行います。

対 象	市内に住所を有し、かつ、介護保険の要介護認定で要介護3～5と認定を受けたかた（住民税非課税世帯に属し、在宅で生活している者に限る。）を介護している家族（介護者自身も住民税非課税）。 ※要介護3のかたは認定調査の結果おむつが必要と認められるかたが対象です。
支 給 回 数	年1回（申請・支給時期は全員共通）
申 込 み	詳細については、ホームページをご覧ください。高年齢介護課にお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



### 介護マーク

地域包括支援係 33-1864

トイレの介助や買い物の時などに、介護中であることを周囲に理解してもらうことを目的に身につけるマークです。認知症の高齢者等を介護するかたに配布しています。

対 象	高齢者等を介護している家族など
費 用	高齢介護課窓口、各地域包括支援センター、「家族介護教室」、「おだわら・はこね家族会」において、無料で配布しています。



### 家族介護教室

地域包括支援係 33-1864

基礎的な介護の知識や介護技術を学ぶ教室を、年数回開催します。

対 象	在宅で高齢者等を介護している家族、介護に関心のあるかた
開 催 日	広報小田原、またはホームページをご覧ください。
会 場	ください。
参 加 費	無料
申 込 み	来場の場合は、開催日の前日（土日祝は除く）までに電話かホームページからお申し込みください。インターネットを利用し参加する場合は開催日の1週間前までにお申し込みください。詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



## 認知症カフェ

地域包括支援係 33-1864

認知症のかたやそのご家族・地域のかたや専門職が交流し悩みを共有したり、情報共有をする場です。

対 象	認知症のかたやその家族、地域のかた、認知症に関心のあるかた
会 場	詳細については、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

ホームページはこちらから→



## 認知症を知る講座(認知症サポーター養成講座)

地域包括支援係 33-1864

認知症について正しく理解し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように学ぶ講座です。

対 象	市内在住・在勤・在学者
開 催 日	年12回程度開催します。広報小田原、またはホームページをご覧ください。(なお、10人以上の団体であれば、日程は個別に調整が可能です。)
参 加 費	無料
申 込 み	開催日前日(土日祝は除く)までに高齢介護課に電話で申し込みください。

## 認知症等行方不明 SOS ネットワーク

地域包括支援係 33-1864

認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行かたが分からなくなった場合、警察の捜索と並行して、関係機関への協力依頼や防災無線の活用により、早期に発見・保護し、安全にご家族のもとに帰ることができるようにします。

対 象	認知症行方不明者の家族等
申 込 み	高齢介護課(市役所2階16番窓口)または、各地域包括支援センターへ申請書を提出してください。 郵送での申請も受け付けています。高齢介護課あてに送付してください。 (荻窪300番地 小田原市役所高齢介護課地域包括支援係あて)
注 意 事 項	※行かた不明になった場合、小田原警察署生活安全課(電話32-0110)に電話をして、捜索願を出してください。

※申請書については、上記申請窓口でお渡しするほか、小田原市のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

申請書のダウンロードはこちらから→



認知症のかたを介護するご家族の集いの場です。箱根町と共同で開催します。

開催日	毎月1回金曜日 午前10時から正午まで (原則)
会場	小田原市役所、生涯学習センターけやき (小田原市荻窪300番地) 詳細については、広報小田原またはホームページをご覧ください。高齡介護課 にお問い合わせください。
参加費	無料
申込み	事前の申込みは不要です。(10月のみ要申込み、要参加費) 開催日当日、直接会場にお越しください。 ※来場が難しいかたは、インターネットを利用し参加することもできます。 詳しくは高齡介護課へお問い合わせください。

## 5 地域包括支援センター

高齢者を総合的に支えていくための拠点として設置しています。保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が高齢者に関するさまざまな相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、高齢者のかたが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように総合的な支援を行います。お気軽に、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

受付時間	月～土曜日（祝日・年末年始除く）8時30分から17時15分まで
------	---------------------------------

### 小田原市の地域包括支援センターと担当する地区

名称	所在地 電話番号	受託者	担当地区 (地区自治会連合会)
地域包括支援センターしろやま	栄町3-12-4 23-8115	社会福祉法人 長寿会	緑、万年、幸、 芦子
地域包括支援センターはくおう	東町1-30-32 34-7611	アースサポー ト株式会社	新玉、山王網 一色、足柄
地域包括支援センターじょうなん	早川853（早川高齢者ふれ あいセンター内） 24-5601	社会福祉法人 西湘福祉会	十字、片浦、早 川、大窪
地域包括支援センターはくさん	久野137-2 66-3066	アースサポー ト株式会社	二川、久野
地域包括支援センターひがしとみず	堀之内7-1 39-5551	社会福祉法人 小田原福祉会	東富水
地域包括支援センターとみず	飯田岡479 44-4900	社会福祉法人 小田原福祉会	富水
地域包括支援センターさくらい	曾比1957 20-3371	社会福祉法人 小田原福祉会	桜井
地域包括支援センターさかわ こ やわた・ふじみ	南鴨宮3-7-12 47-9300	アースサポー ト株式会社	酒匂・小八幡、 富士見
地域包括支援センターしもふなか	酒匂956-1（介護老人福 祉施設ジョイヴィレッジ内） 48-1101	社会福祉法人 東洋会	下府中
地域包括支援センターとよかわ・ かみふなか	成田444-1 38-4441	アースサポー ト株式会社	豊川、上府中
地域包括支援センターそが・しも そが・こうづ	曾我光海2-1（ルビーホーム内） 42-1374	社会福祉法人 積善会	曾我、下曾我、 国府津
地域包括支援センターたちばな	小船213-1（介護老人福 祉施設たちばなの里内） 44-1102	社会福祉法人 東洋会	前羽、橘北

## 地域包括支援センターが行う主な業務

### ①さまざまな相談に応じます（総合相談支援業務）

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

### ②尊厳のある暮らしを守ります（権利擁護業務）

高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止など、関係機関と連携し高齢者の生活の維持を図ります。

### ③多かた面から支援します（包括的・継続的ケアマネジメント業務）

適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関などとの連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援などを行います。

### ④自立した生活を支援します（第1号介護予防支援事業等）

介護予防や日常生活支援を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用するかたに対して、そのかたの状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように、ケアプランを作成したり必要な支援を行います。また、要支援の認定を受けているかたが介護保険の介護予防サービスを利用するためのケアプランも作成します。

### ⑤地域ケア会議を開催します（個別ケア会議・圏域ケア会議）

多職種、関係機関、地域が連携、協働して、高齢者を効果的な支援につなげるなど、課題の解決を図る会議を開催します。

### ⑥認知症初期集中支援を行います

認知症が疑われる、または認知症のかたなどに対して、できるだけ早い段階で医療職及び福祉職員で訪問し、専門医も関わりながら、家族も含めた自立生活のサポートを包括的・集中的に行えるよう計画を立てて支援します。

地域包括支援センターの運営体制



総合相談支援  
虐待防止・早期発見、権利擁護

地域包括支援センター

地域ケア会議

包括的・継続的マネジメント業務

- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導、助言
- ・包括的・継続的なケア体制の構築

主任ケアマネジャー



保健師等



チーム



社会福祉士

第1号介護予防支援事業

アセスメントの実施

↓  
プラン作成

↓  
サービス利用者への支援

↓  
モニタリング

認知症  
初期集中  
支援チーム

総合相談支援・権利擁護業務  
行政機関、保健所、医療機関など、



・地域包括支援センターの適切、

・各業務の評価等

地域包括支援センター運営協議会（小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会）

（保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、被保険者代表、地域団体など）

## 6 介護保険制度

要介護・要支援認定

介護認定係 33-1872

介護（介護予防）サービスを利用するには、まず要介護・要支援認定を受けます。

### ①申請

高齢介護課（市役所2階17番窓口）又は住民窓口（マロニエ・いずみ・こゆるぎ）でも申請手続きができます。

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、申請を受け付けていませんのでご注意ください。

※窓口での申請手続きが困難な場合は、郵送での申請手続き又は地域包括支援センターなどに代行申請（無料）してもらうこともできます。

※マイナポータルの小田原市のページでオンライン申請を行うことができます。

### ②訪問調査

日程を調整した後、調査員がご自宅などを訪問し、心身の状況の調査を行います。

### ③主治医意見書の作成

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

### ④審査・判定・認定結果通知

訪問調査の結果や主治医意見書をもとに、市が設置する介護認定審査会で、介護の必要度（非該当・要支援1・2、要介護1～5）を決めます。結果は本人に通知します。

認定には有効期間があります。継続してサービスを利用する場合には、更新の申請が必要です。要支援の認定を受けているかたが、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する場合は、更新手続きをしなくても基本チェックリスト判定で「事業対象者」に該当すれば利用できます。

申請に係る書類の様式は小田原市のホームページからダウンロード可能です。

要介護認定申請書等ダウンロードページ URL →



認定結果を基に、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに依頼し、ケアプラン（サービスを受ける計画表）を作成してもらいます。ケアプランに基づいて、1割、2割または3割の自己負担で介護（介護予防）サービスが利用できます。介護保険で利用できるサービスには様々なものがありますが、自分らしい生活を送るためには、自分の状態に合っている必要なサービスを効果的に利用していくことが大切です。

➤サービスの種類

【居宅サービス】	
訪問介護（※1）	短期入所生活介護
訪問入浴介護	短期入所療養介護
訪問看護	特定施設入居者生活介護
訪問リハビリテーション	福祉用具貸与
居宅療養管理指導	特定福祉用具購入費支給
通所介護（※1）	住宅改修費支給（※2）
通所リハビリテーション	居宅介護（介護予防）支援

【施設サービス】	
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	

【地域密着型サービス】	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護
夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護（※3）
地域密着型通所介護	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（※3）
認知症対応型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	

- ※1 要支援認定を受けたかたと、基本チェックリスト判定で事業対象者に該当したかたは、介護予防・日常生活支援総合事業において、同様のサービスを利用できます。
- ※2 改修前に、市の確認を受ける必要があります。
- ※3 令和7年4月現在、市内にはサービスを提供できる事業所はありません。

## ➤利用者の負担を軽減する仕組み

次の支給や認定を受けるためには、市へ申請が必要です。

### ①高額介護（介護予防）サービス費の支給

1か月の介護保険の自己負担（1割、2割または3割）の合計が、一定の上限額を超えたときに、超えた分をあとから支給します。対象となるかたには、市から通知します。

### ②高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

1年間（8月～翌年7月）の介護保険と医療保険の自己負担の合計が、一定の上限額を超えたときに、超えた分をあとから支給します。対象となるかたには、医療保険者から通知します。

### ③負担限度額の認定

介護保険施設に入所したり短期入所するときは、居住費（滞在費）と食費を負担しますが、所得が低いかたに対しては、自己負担の上限額が設けられています。申請をしていただき、対象となったかたには、認定証を交付しますので、利用前に施設へ提示してください。

### ④社会福祉法人等による利用者負担の軽減

所得が低いかたのうち特に生計が困難なかたに対しては、社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担額を軽減します。申請をしていただき、対象となったかたには、確認証を交付しますので、利用前に施設や事業所へ提示してください。

介護給付係 33-1827

## 介護予防・日常生活支援サービス事業の利用

地域包括支援係 33-1864

要支援1・2、事業対象者に該当したかたは、お住いの地区を担当する地域包括支援センターに依頼し、ケアプラン（サービスを受ける計画表）を作成してもらいます。ケアプランに基づいて、1割、2割または3割の自己負担で介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービス（国基準型・基準緩和型・住民主体型・短期集中型）が利用できます。利用できるサービスには、様々なものがありますが、自分らしい生活を送るためには、自分の心身の状態にあったサービスを効果的に利用していくことが大切です。

## 7 介護予防

いつまでも自分らしく、いきいきとした生活を送るための取り組みです。「まだまだ自分は元気！」と思われているかたも、心身の機能は使わなければどんどん低下していきます。身近なところから、介護予防に取り組みましょう。各教室については、広報小田原で募集を行います。

### 65歳からの筋トレ教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

体力の維持・向上を目的として、有酸素運動・ストレッチなどを集団で行う教室や、有酸素運動・トレーニングマシンを使った教室を開催し、運動習慣を身に付け、膝痛・腰痛・転倒・骨折の予防を図ります。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた		
期 間	1期間3か月（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）		
会 場 等	①生きがいふれあいセンターいそしぎ	マシン教室（60分程度、毎週火・木曜日）	定員10名
		ストレッチ教室（60分程度、毎週月曜日）	定員10名
	②小田原アリーナ	マシン教室（60分程度、毎週月・水曜日）	定員30名
		ストレッチ教室（60分程度、毎週月・木曜日）	定員30名
備 考	1期間1,500円（傷害保険料）		

### 高齢者体操教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、祝日・年末年始を除く、市内4会場で、音楽に合わせた軽体操やストレッチ教室を開催しています。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた		
期 間	1期間4か月（4～7月、8～11月、12～3月）		
会 場 等	①生きがいふれあいセンターいそしぎ	毎週月曜日 午後1時から午後3時	
		定員 70名 2グループ制（1グループ35名）	
	②おだわら総合医療福祉会館	毎週火曜日 午後1時から午後3時	
		定員 70名 2グループ制（1グループ35名）	
③小田原スポーツ会館	毎週水曜日 午後0時から午後2時		
	定員 50名 2グループ制（1グループ25名）		
④梅の里センター	毎週木曜日 午前9時30分から午前11時30分		
	定員 50名 2グループ制（1グループ25名）		

### いきいき健康事業

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

地域における介護予防意識の醸成を図るため、市内26地区社会福祉協議会単位に、転倒予防、認知症予防、レクリエーション、体操など地区の実情や要望に応じた教室を開催しています。教室の場所や日程・内容は、健康づくり課へお問い合わせください。

## 脳トレ！脳と体の生き生き教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

リズムに合わせた体操やウォーキング、頭脳ゲームなど、仲間とともに体験をしながら、認知症予防の教室を開催しています。健康づくり課保健師栄養士による講話と健康相談もあります。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた
期 間	全12回（約3か月程度）
定 員	各会場30名程度
備 考	開催日時や会場については、広報小田原もしくはホームページをご覧ください。 1期間1,500円（傷害保険料）

## 食で生き生き！栄養教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

低栄養状態の改善や予防を目的として、講話を通じて食べることについての教室を開催しています。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた
定 員	各会場30名程度
備 考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。 材料費の実費負担があります。

## 男性限定！栄養教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた（男性）
定 員	20名程度
備 考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。 材料費の実費負担があります。

## 介護予防のための自主グループ

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

市では、身近な地域で自主的に介護予防の活動をするグループの立ち上げを進めています。「みんなが集まって何かしたい」「やっぱり身体を動かしたい」と思ったら、自分の地域で介護予防のための自主グループを立ち上げてみませんか。

専門職による活動内容への支援等のお手伝いをしています。詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。また、グループを立ち上げたいけれど何から始めたらよいかわからないかただけでなく、活動しているグループがあったら参加したいかたも是非ご相談ください。

## お口のスキルアップ教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

固いものが噛みにくい、むせるなどの口腔機能の低下により、栄養が十分に摂れなくなり、活動量が減少し、閉じこもりにもつながると言われています。このようなことから、小田原歯科医師会の歯科医師と歯科衛生士による講話と実技により、楽しく正しい知識を得る教室です。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた
定 員	各会場30名程度
備 考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

## 高齢者のためのフレイル予防教室

健康づくり課介護予防推進係 47-4721

高齢者が安心して暮らし続けるための講座を開催します。

対 象	本市に住民登録がある65歳以上のかた
定 員	各会場30名程度
備 考	開催日時や会場、内容については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

## 8 高齢者の健康

### 長寿健診

健康づくり課成人保健係 47-4724

対象	本市に住民登録があり、令和7年度中に75歳以上のかた及び65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、神奈川県後期高齢者医療に該当しているかた
期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
内容	自己負担金なしで期間内に1回、身体測定や血液検査、尿検査等の健康診査が受けられます。

### 特定健診

健康づくり課成人保健係 47-4724

対象	本市に住民登録があり、令和7年4月1日現在小田原市国民健康保険の被保険者で、令和7年度中に40～74歳となるかた
期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
内容	市の助成制度を受けて2,000円の自己負担で期間内に1回、身体測定や血液検査、尿検査等の健康診査が受けられます。※自己負担金の免除制度あり（年度末に40歳になるかた及び70歳以上は自己負担金免除）

### 各がん検診

健康づくり課成人保健係 47-4724

対象	本市に住民登録があり、令和7年度中に各がん検診の対象年齢となるかた
期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
内容	市の助成制度を受けて各種の自己負担金で期間内に1回、肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・胃がん（バリウム・リスク・内視鏡）・前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診（今までに受診歴のないかた）が受けられます。※自己負担金の免除制度あり（70歳以上は自己負担金免除）

### 成人歯科健診

健康づくり課成人保健係 47-4724

対象	本市に住民登録があり、令和7年度中に、20歳・30歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳となるかた
期間	令和7年6月1日から令和8年2月28日まで
内容	市の助成制度を受けて1,300円の自己負担で期間内に1回、受けられます。※自己負担金の免除制度あり（70歳以上は自己負担金免除）

## 特定保健指導

健康づくり課成人保健係 47-4724

対 象	特定健康診査を受けたかたで、腹囲等を第一基準として、血糖・血圧・脂質・喫煙のリスクが重複している40歳から74歳までのかた
期 間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
内 容	自己負担金なしで、医師・看護師・栄養士等からの保健指導が受けられます。

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

健康づくり課保健医療係 47-0828

対 象	本市に住民登録があり、次のいずれかに該当するかた ① 接種日現在65歳のかた ② 接種日現在60歳以上65歳未満のかたで心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限されるかたや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能なかた（身体障害者手帳（内部障害）1級相当）
期 間	対象年齢にある間（1回のみ）
内 容	市の助成制度を受けて3,000円の自己負担で肺炎球菌ワクチンの予防接種が受けられます。※自己負担金の免除制度あり

## 高齢者インフルエンザ予防接種

健康づくり課保健医療係 47-0828

対 象	本市に住民登録があり、次のいずれかに該当するかた ① 接種日現在65歳以上のかた ② 接種日現在60歳以上65歳未満のかたで心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限されるかたや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能なかた（身体障害者手帳（内部障害）1級相当）
期 間	実施予定期間は、令和7年10月1日から令和8年2月28日まで
内 容	市の助成制度を受けて1,700円の自己負担でインフルエンザの予防接種が受けられます。（1回のみ）接種回数は1回です。※自己負担金の免除制度あり

## 高齢者新型コロナウイルス感染症の予防接種 健康づくり課保健医療係 47-0828

対 象	本市に住民登録があり、次のいずれかに該当するかた ① 接種日現在65歳以上のかた ② 接種日現在60歳以上65歳未満のかたで心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限されるかたや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能なかた（身体障害者手帳（内部障害）1級相当）
期 間	令和7年秋開始予定
内 容	接種期間及び自己負担金は、決まり次第「広報小田原」及び「市ホームページ」等でご案内いたします。

### 小田原医師会地域医療連携室

関係課:高齢介護課地域包括支援係 33-1864

病気やけが等、状況に応じて医療の専門スタッフが医療機関をご案内します。医療・介護についてもご相談ください。医師による電話医療相談は原則予約制ですので下記までお問い合わせください。

利用時間	9時～12時、13時～17時
休 室 日	日曜日、祝・休日、12/29～1/3
電 話	47-0833

### 小田原歯科医師会地域支援歯科連携室

関係課:高齢介護課地域包括支援係 33-1864

診療所へ通院が困難なかたの往診、訪問歯科診療（訪問口腔ケア）を行っています。

利用時間	9時～12時、13時～17時
休 室 日	土曜日、日曜日、祝・休日、8/13～8/16、12/29～1/3
電 話	49-1319

## 9 その他の高齢者福祉制度・サービス

### 後期高齢者医療制度

保険課高齢者医療係 33-1843

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかたが加入し、都道府県ごとに広域連合（全市区町村が加入）が運営します。

また、65歳以上74歳以下のかたでも、一定の障がいのあるかたは、申請して認定されると（障害認定）75歳以上のかたと同様に後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。申請方法等については事前にお問い合わせください。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上のかた</li> <li>・ 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部に該当するかた</li> <li>※ 4級の一部とは、音声・言語機能の著しい障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）を言います。</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</li> <li>・ 療育手帳A1・A2所持者</li> <li>・ 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書保持者</li> </ul>
対 象 と なる 日	75歳の誕生日当日から。 障害認定により加入した65歳以上74歳以下のかたは、認定を受けた日から。
自 己 負 担 割 合	かかった医療費の1割～3割（所得等による）
保 険 料	後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりが所得等により、決定された保険料を納める必要があります。

### 水道料金の減免

神奈川県企業庁平塚水道営業所料金担当 0463-73-6122

お客さまの申請により、次のとおり水道料金の一部が免除されます。

対 象	県営水道の給水区域（橘地区（小船、中村原、沼代、上町、小竹、山西、前川の一部、羽根尾、川匂、東ヶ丘）、国府津の一部の地区）において水道を利用されているかたで、介護保険の要介護認定を受けたかたで該当する要介護状態区分が要介護4または要介護5のかたがいる世帯。ただし、対象者が施設等に入所されている場合は、減免対象外になります。
免除の範囲	口径（水道メータの大きさ）25ミリメートル以下の基本料金と1か月あたりの使用水量8立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額を加えた額。
申請手続きに必要な物	介護保険被保険者証・お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせなど）

本人や、生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合は、確定申告等の際、所得税等の医療費控除を受けられます。

居宅サービス等の対価のうち、看護、医学的管理の下における療養上の世話等に相当する部分の対価として利用者が負担する金額については、医療費控除の対象となります。

これらの居宅サービス等を提供する居宅サービス事業者等が発行する領収証には、基本的に医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっていますので、大切に保管してください。

【施設サービス】	
施設名	医療費控除の対象
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額
介護老人保健施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額
指定介護療養型医療施設(療養型病床群等)	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額
介護医療院	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額

【居宅サービス等】	
区分	居宅サービス等の種類
① 医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（医師等による管理・指導）、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）、看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）
② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問介護（ホームヘルプサービス）（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く。）、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）、看護・小規模多機能型居宅介護（上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）
③ 医療費控除の対象外となる居宅サービス等	訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、看護・小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）、地域支援事業の生活支援サービス

高齢者のおむつ代は通常医療費控除の対象にはなりません。傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりの状態で、尿失禁の可能性があり、医師がその治療上、おむつの使用が必要と認められる場合に対象となります。

控除を受けるためには、おむつ代の領収書等の他に、医師の発行する「おむつ使用証明書」または、「主治医意見書の内容を確認した書類」を提出する必要があります。

本市で要介護認定を受けているかたについては、「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容を確認した書類」を交付できる場合がありますので、事前にご相談ください。

ホームページはこちらから→



## 障害者控除対象者の認定

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の市民で、確定申告等の際に「高齢者の所得税・地かた税上の控除（※）」を受けようとするかたは、高齢介護課に申請してください。申請の際は、対象者、申請者双かたの本人確認書類をご提示いただきます。（郵送での申請や、親族による代理申請も可能です。）要介護認定等における認定結果及び主治医意見書をもとに判定し、対象と認められる場合には、認定証を交付します。申請書は市のホームページからダウンロードできます。基準日より前に申請した場合で、基準日までに介護度等に変更が生じると認定証の再申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



### ※高齢者の所得税、地かた税上の「障害者控除」

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税、住民税（市県民税）の障害者に当てはまる場合に、税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除することができる仕組みを「障害者控除」といいます。また、障害者のうち、精神または身体に重度の障がいがある人にかかる控除を「特別障害者控除」といいます。

身体に一定程度の障がいの有るかたが自宅などで投票用紙に記載して、郵便等により名簿登録地の選挙管理委員会に送付する制度です。詳細は、市のホームページをご覧ください。

対 象	<p>身体障害者手帳をお持ちのかた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両下肢・体幹・移動機能の障がいの程度が1・2級のかた</li> <li>・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が1・3級のかた</li> <li>・免疫・肝臓の障がいの程度が1～3級のかた</li> </ul> <p>戦傷病者手帳をお持ちのかた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両下肢・体幹の障がいの程度が特別項症～第2項症のかた</li> <li>・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度が特別項症～第3項症のかた</li> </ul> <p>介護保険の被保険者証をお持ちのかた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定で要介護5と認定を受けたかた</li> </ul>
事前に必要な申請手続き	<p>郵便等による不在者投票を行うには、小田原市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「郵便等投票証明書交付申請書」に所要事項を記入し、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」を添付して、小田原市選挙管理委員会あてに提出してください。</li> <li>2 小田原市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されます。</li> </ol>
投票できる日時	<p>公（告）示日翌日から投票日前日までの間です。ただし、投票用紙の請求期限は投票日の4日前までです。</p> <p>※郵送になりますので早めに手続きをしてください。（郵送料は、自己負担）</p>

## 小田原市消費生活センター

小田原市消費生活センター 33-1777

消費生活センターは、消費者と事業者との契約トラブル等に関する相談窓口です。専門の消費生活相談員が事情を詳しくお聞きし、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては、中立の立場で交渉のお手伝い（あっせん）をすることもあります。消費者トラブルでお困りのかたは、消費生活センターにご相談ください。

対 象	<p>小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町に在住・在勤・在学のかた。</p> <p>※事業者（個人事業主含む）のかたは、対象外です。</p>
相 談 日	月曜日から金曜日まで（年末年始・祝日を除く）
相 談 時 間	午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
相 談 方 法	電話または来所
相 談 場 所	小田原市役所2階 小田原市消費生活センター（14番窓口）

運転免許証を自主的に返納すると、希望により「運転経歴証明書」が交付されます。

「神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート制度」の協賛事業所に「運転経歴証明書」を提示することにより、購入商品の割引、自宅までの無料配送や、宿泊料金等施設利用料金の割引等の特典を受けることができます。協賛事業所一覧や詳細につきましては、県警察のホームページ (<https://www.police.pref.kanagawa.jp/>) をご覧ください。

ホームページはこちらから→



## 介護休暇

要介護状態になった家族を介護・世話する労働者に対して与えられる休暇制度です。

対 象	要介護状態にある対象家族を介護する労働者のかた（日々雇い入れられる者を除く。） 雇用期間が6か月以上の全従業員（正社員をはじめ、パートアルバイト、派遣社員・契約社員）
申 込 み	お勤め先へお問い合わせください。

※労使協定や雇用条件によって取得できない場合があります。

※対象家族の範囲は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

## 介護休業

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業です。

対 象	要介護状態にある対象家族を介護する労働者のかた（日々雇い入れられる者を除く。） 期間を定めて雇用されるかたについては、次の①、②の両かたに該当するかた ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されているかた ② 介護休業取得予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約の期間が満了することが明らかでないかた
申 込 み	お勤め先へお問い合わせください。

※労使協定や雇用条件によって取得できない場合があります。

※対象家族の範囲は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

ご本人による情報を開示請求することで確認することができます。(要介護認定申請に係る認定申請書や主治医意見書など)

対 象	本人（要介護・要支援認定の申請をされたかたなど）、法定代理人又は本人の委任による代理人（任意代理人）
申 請	申請には、ご本人が確認できる書類と「開示請求書」の提出が必要です。 代理人が申請される場合は、代理人の資格を証明するものが必要となります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。 開示請求書をご提出された日から起算して、15日以内に開示する旨又はしない旨の決定をして、請求者に連絡します。

# 高齢者のための福祉ガイド

[令和7年度(2025年度)版]

---

令和7年4月発行

編集・発行 小田原市高齢介護課

小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1841

---